

鹿角市告示第49号

次の市税に関わる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が不明である等の事由により送達できないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求した時は、いつでも交付する。

平成31年4月19日

鹿角市長 児 玉 一

1 書 類 名 平成30年度国民健康保険税納税通知書

2 送達を受けるべき者

3 保 管 場 所 鹿角市役所市民部税務課